資料3－1

兵庫県住生活基本計画と他の計画の関係

○　兵庫県住生活基本計画は、住生活基本法第17条第１項に基づき、国の住生活基本計画（全国計画）に即して定める、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針。市町においては、本計画に基づき市町計画を策定することが望ましい

○また、「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」を踏まえた県の住宅施策を総合的に推進するための計画で、高齢者や住宅確保要配慮者など特定の者、マンションや県営住宅など特定の住宅に関する個別の計画は本計画との調和を保つ

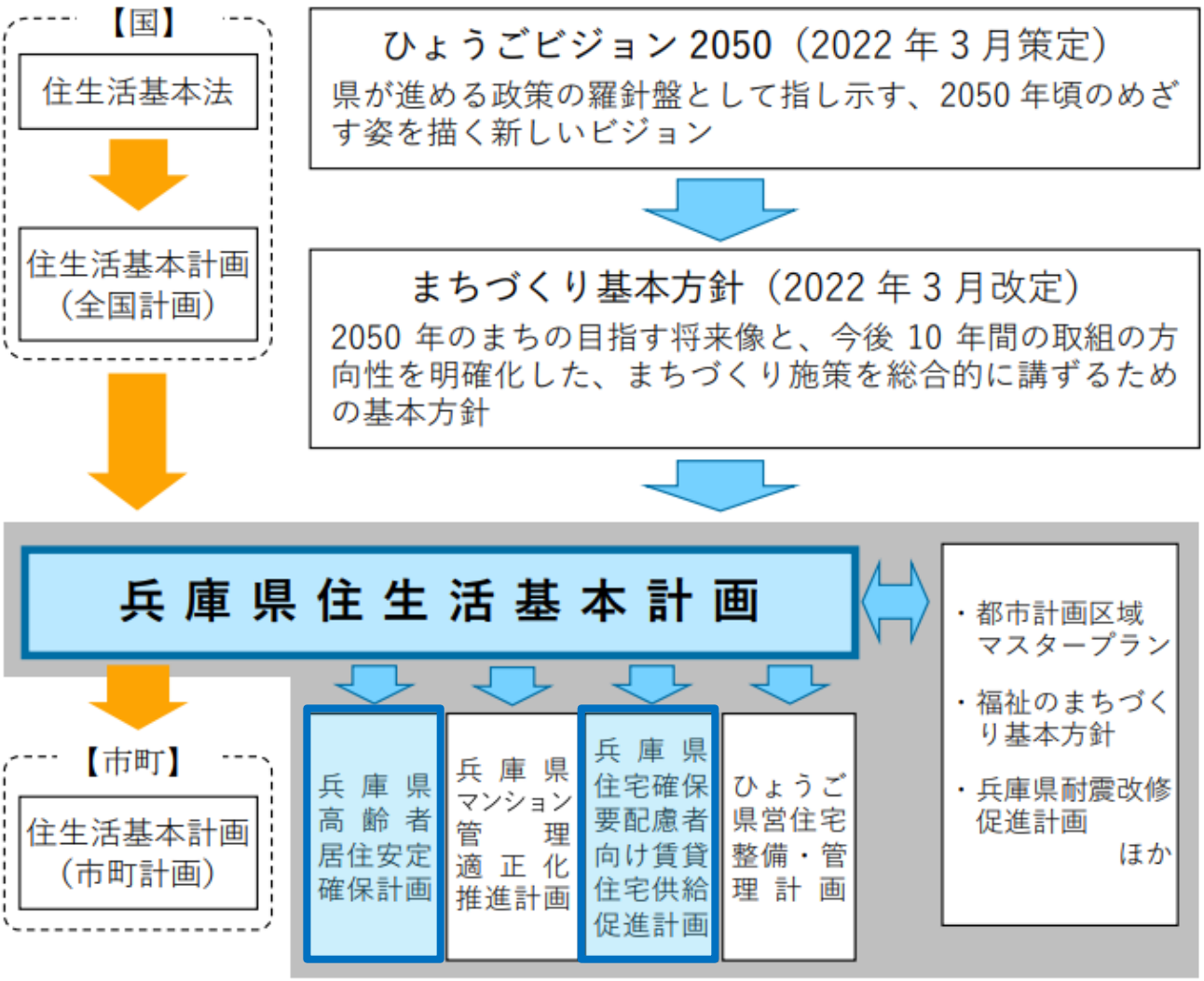

特定の居住者や住宅に関する個別の計画